



第30号

発行所 大阪市史跡 龍溪禅師墓所  
靈亀山 九島 禅院  
〒550-0022大阪市西区本田3丁目4-18  
☎06-6583-2725  
発行人 住職 奥田 啓知(智證)

大阪にオリンピックを！  
九条に中華街を！  
二十一世紀まであと一年！

# 脳死と仏教(一)

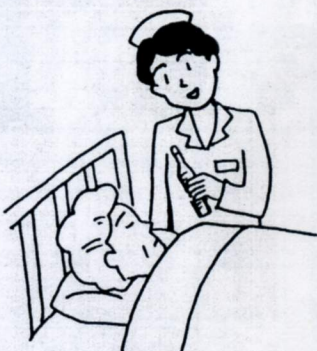
## 臓器移植法改訂を控えて

臓器移植法の成立を受けて、高知赤十字病院に引き続き、慶応大病院でも二例目の脳死移植が実施されました。国民の移植医療に対する理解が深まりつつあります。総理府が昨年十月に実施した世論調査では、自分が脳死状態と判定された後、臓器を提供したいと思う人は三割余りでしたが、意思表示カードを持つ人が増え、配布枚数は三千七百万枚を越えたそうです。

平成九年に成立した臓器移植法では、宗教界や法曹界からの強い批判と抗議を受けて、事前に文書をもって臓器提供の意思表示を行った人に限って脳死を認め、かつ家族の同意のある場合のみ臓器摘出ができることとされています。脳死の判定基準も「脳死に関する研究班」がまとめた厳格な判定基準を適用することです。

脳が十分な働きをしなくなっただけのことで、かりに脳が死んだとしても、人間は生きています。脳死の母親から赤ん坊が生まれたとの報告さえあるのです。無脳症(生まれつき脳のない子)の子は、人間ではないのでしょうか。臓器移植には新鮮な臓器が必要だからという理由で、脳死患者を死んだことにならずに殺しても、殺人罪には問われないようにしたのが、臓器移植法なのです。

仏教では、仏法(仏教の教え)という彼岸原理にたつて考えなければなりません。それは、貪欲(どんよく)になるなどいうことです。臓器移植しか助かる道のない患者さんやご家族には、無慈悲な言い方もしなければ、新鮮な臓器を移植してほしいと願うのは、本質的には貪欲なのです。



ひそめたのは私のみではないと思います。まるで、死にかかっている死体の上空で、その死を待つハゲタカが舞っているように映ってなりません。自分、自分が、家族が生き残るために、脳死を死と誤魔化して、その人を殺してまで生き残ろうとする。これを貪欲といつて何と云えるのでしょうか。臓器提供の意思を表示しているとはいえず、それは健康なときに書いたもので、まさに死にかかっている脳死者が、その意思を持続しているか確認できるすべはないのです。

臓器移植法が成立している現状を認めるとして、来年の同法の見直しには、臓器提供者の家族にたいする心のケアやプライバシーの保護などを含め、提供者の善意の意思が十分に生かされるように論議をつくしてもらいたい。「一人の死」の上にも「他者の生」があるという峻厳な事実を忘れないために。

